

法人設立ワンストップサービスの利用促進について



令和 2 年 3 月 9 日

内閣官房番号制度推進室
内閣府大臣官房番号制度担当室

- 法人設立ワンストップサービスの利用促進に向け、行政機関だけでなく、民間団体を通じて幅広く広報活動を実施。
- 今後は、法人設立手続だけでなく、社会保険・税手続のワンストップ化など、連続性のあるサービスの周知を通じて、今後ますます利便性が向上するマイナンバーカードの取得を促進。

これまでの取組

行政機関だけでなく、民間の各種団体に対して業界紙への掲載等を依頼

民間

公証役場・日本商工会議所・フリーランス協会・労務行政研究所・日本司法書士連合会・日本税理士会連合会・全国社会保険労務士会連合会・社会保険システム連絡協議会・経団連・新経連

⇒サービス概要を説明し、リーフレットの配布・会員企業様への説明会・協会機関紙への掲載・メルマガの発信・ホームページでのリンク掲載・APIの利用等を依頼

行政機関

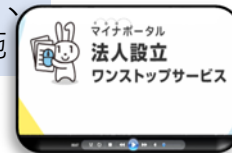
○法務局・地方税事務所・年金事務所・ハローワーク・労基署等
⇒リーフレット配布・動画放映・ホームページでのリンク掲載等を実施

○法務省・厚労省・国税庁・総務省・経産省・内閣府
⇒ホームページでのリンク掲載等を実施

【ターゲットを明確にした広報活動等】

○法務局来訪者への「登記後の手続」ワンストップ化サービスの利用誘導

法務省の協力の下、全国の法務局において、職員によるサービス誘導・動画放映を実施



○起業予定者へのサービス紹介

日本商工会議所の協力の下、創業・起業セミナーにおいてサービスを紹介



○民間のシステムベンダーへのマイナポータルAPIの紹介

社会保険システム連絡協議会の協力の下、法人設立ワンストップサービスを利用可能な「マイナポータルAPI」を紹介

今後

引き続き、日本経済再生事務局および関連省庁と連携し「法人設立ワンストップサービス」の広報活動を行う。

また、「法人設立ワンストップサービス」だけでなく、「gBizIDを用いた社会保険手続（2020年4月開始予定）」「年末調整／確定申告手続の簡素化（2020年10月開始予定）」「企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化（2020年11月開始予定）」など、起業後に必要となる各種手続の利便性向上に資する施策を併せて、起業家に認知されやすい形で周知していく。

本年1月開始 マイナポータルの新サービス

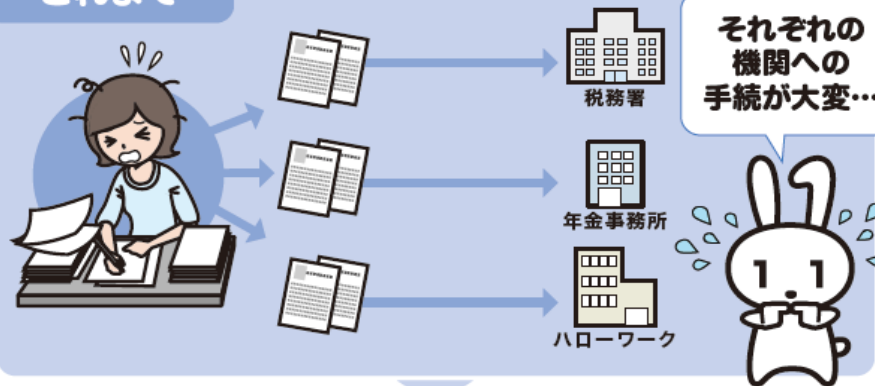
法人設立の手続が ワンストップに!



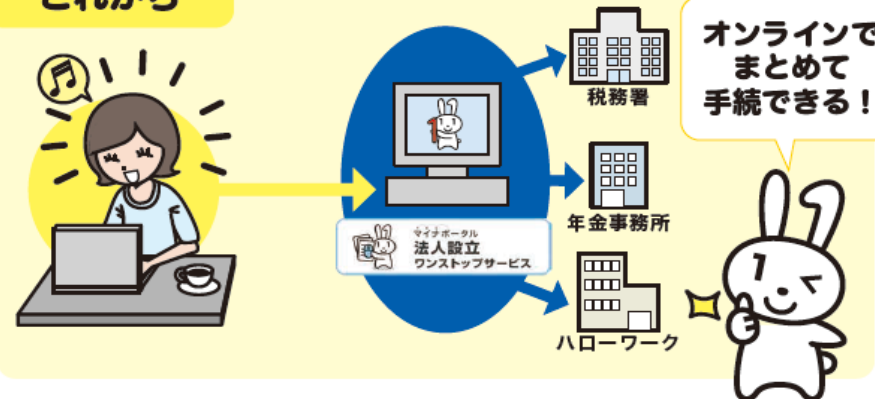
法人設立ワンストップサービス
トップページ

※2020年1月から設立登記後の手続が、2021年2月（目途）から全ての手続が、ワンストップでできます。

これまで



これから



マイナンバーPRキャラクターマイナちゃん



内閣府

メリット

オンラインで
できる!
来庁不要

ワンストップで
できる!
複数回の手続不要

いつでも
できる!
24時間 365日
手続可能

国税 地方税 年金 労働保険 健康保険※
に関する届出が1度にできる!!

※順次、拡大予定



利用手順

- 準備するもの
- マイナンバーカード
 - インターネットアクセス端末 (PC、windows タブレット、NFC 対応スマホなど)
 - IC カードリーダー (PC またはタブレットの場合)
 - 登記事項証明書 (今後、添付不要とする予定)

STEP1 「法人設立ワンストップサービス」で検索

STEP2 かんたん問診

問診に答えると、
必要な手続が
わかるよ!

STEP3 必要事項を入力

各手続共通の
入力項目は
一度でいいよ!

STEP4 マイナンバーカードで申請&送信

申請完了!!

申請後、審査状況が
いつでも確認できるよ!



法人設立ワンストップサービスについてのお問合せ



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4-1-3」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く） 平日：9時30分～18時30分

マイナンバー
カードの
申請方法は
こちら



<https://www.ko.jinbango-card.go.jp/kofushinse/>